

平成30年

第4回4月定例教育委員会議事録

平成30年4月27日

大野城市教育委員会

## 次 第

- 1 招集日時  
○招集日 平成 30 年 4 月 27 日  
○開会時間 午前 10 時 00 分  
○閉会時間 午前 10 時 50 分
- 2 招集の場所 大野城市役所 本館 4 階 委員会室 3
- 3 会議次第
  - (1) 議事録署名委員  
平成 30 年第 3 回議事録の署名委員 角 敬之 委員  
今回議事録の署名委員 松本 民仁 委員
  - (2) 議事 (全て可決)  
第 20 号 大野城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について  
第 21 号 学校運営協議会委員の任命について  
第 22 号 臨時に代理した事件の承認について
  - (3) 教育長報告 福岡教育事務所管内市町教育委員会教育長会 (4 月) について
  - (4) 報告 なし
  - (5) その他
    - ①教育長の業務報告 (3 月～4 月分)
    - ②教育委員会の主な行事・業務の予定 (平成 30 年 5 月分)
    - ③小学校運動会・中学校体育祭訪問計画案について
- 4 出席した委員等 吉富 修 (教育長) 角 敬之 安部 一枝  
高木 和敏 松本 民仁 梶原 千春
- 5 欠席した委員
- 6 出席した職員 教 育 部 長 平田 哲也  
教 育 政 策 課 長 橋元 啓樹  
教 育 振 興 課 長 森永 希代美  
教 育 指 導 室 長 野口 英世  
ス ポ ー ツ 課 長 船越 善英  
ふるさと文化財課長 石木 秀啓  
教 育 政 策 課 係 長 葉山 賀瑞江  
教 育 政 策 課 担 当 佐藤 恵士
- 7 会議の書記 教育政策課教育政策担当 佐藤 恵士

午前10時00分 開会

○吉富教育長

新年度になりましたので始める前に、平田部長、よろしく申し上げます。

○平田教育部長

教育部、また新しく課長も迎えて、新年度を今度迎えたいと思います。

まずは教育政策課長、橋元です。

○橋元教育政策課長

橋元です。よろしく申し上げます。総務課から参りました。教育委員会は初めてです。何もわかりませんが、一生懸命頑張りますので、よろしくお願ひいたします。

○平田教育部長

それと、教育政策課はあと二人、葉山係長と佐藤主任主事になります。

○葉山教育政策課係長

葉山です。2年目です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐藤教育政策課担当

佐藤と申します。今年度、市税課から参りました。よろしくお願ひいたします。

○平田教育部長

あとは変わりませんが、まず教育振興課長、森永課長、お願ひします。

○森永教育振興課長

3年目に入りました、教育振興課の森永です。

今年度はランドセルクラブが新たに3校始まりますので、また皆様方のご協力をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○平田教育部長

続きまして、教育指導室、野口室長。

○野口教育指導室長

教育指導室、野口です。本年度もよろしく願いいたします。

○平田教育部長

続きまして、スポーツ課長、船越課長、お願いします。

○船越スポーツ課長

スポーツ課、トータル6年目になりました。船越です。よろしく願いいたします。今年度もイベント等々、ご出席をお願いすることがあると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

○平田教育部長

ふるさと文化財課、石木課長、お願いします。

○石木ふるさと文化財課長

おはようございます。ふるさと文化財課長、石木でございます。船越課長はトータル6年ですけど、私は24年になります。今、場所を心のふるさと館のほうに移しまして、今日、この教育委員会が終わりました後、ご案内をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○平田教育部長

以上で、平成30年度、教育部体制でやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○吉富教育長

それでは、ただいまより平成30年第4回4月定例会大野城市教育委員会を開催させていただきます。

[会議録承認]

○吉富教育長

議事録の承認に入ります。前回の3月定例会にて角委員さんをお願いしておりましたので、署名をお願いいたします。

○角委員

はい。

○吉富教育長

今回の議事録の署名につきましては、松本委員さんをお願いいたします。次回、署名をお願いいたします。

○松本委員

はい、わかりました。

〔議 事〕

〔第20号議案 大野城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について〕

○吉富教育長

それでは早速、議事に入らせていただきます。

第20号議案、大野城市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

船越課長、お願いいたします。

○船越スポーツ課長

1ページをお願いいたします。第20号議案、大野城市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

委嘱の理由は、大野城市スポーツ推進審議会設置条例第3条及び同条例施行規則第2条の規定に基づき、中学校校長の人事異動による委員の解嘱に伴い、新たに委員を委嘱するものです。

すみません、2ページ目をお願いいたします。

新たに委嘱する委員は、御陵中学校の西岡浩一校長になります。選出区分の第4号につきましても、スポーツ推進審議会設置条例第3条、組織の第4号に「市立小学校及び中学校の校長」となっておりますので、選出区分の第4号としております。

委嘱期間は、平成30年5月1日から平成31年4月30日までとなります。1年間、前任者の残任期間となっております。

以上で説明を終わります。

○吉富教育長

ただいまの説明について質問はございませんか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

これより採決に入らせていただきます。

第20号議案について、承認することに異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第20号議案は承認すべきものと決めます。

[第21号議案 学校運営協議会委員の任命について]

○吉富教育長

第21号議案、学校運営協議会委員の任命について、説明をお願いいたします。

野口室長、お願いいたします。

○野口教育指導室長

失礼いたします。3ページをお願いいたします。第21号議案、学校運営協議会委員の任命について、お願いいたします。

理由は、大野城市学校運営協議会規則第4条の規定に基づき、学校運営協議会委員を任命するものでございます。

4ページをお願いいたします。

今年度は、こちらの大利小学校では、学校運営協議会委員の皆様の任命について考

えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉富教育長

説明が終わりました。ただいまの説明につきまして質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○吉富教育長

それでは、採決に入ります。

第21号議案について、承認することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○吉富教育長

異議なしですので、第21号議案は承認すべきものと決めます。

〔第22号議案 臨時に代理した事件の承認について〕

○吉富教育長

本日提案されています議案、第22号議案に移らせていただきます。臨時に代理した事件の承認について、説明をお願いいたします。

野口室長、お願いいたします。

○野口教育指導室長

失礼いたします。第22号議案、臨時に代理した事件の承認について、お願いいたします。

大野城市学校運営協議会委員（大野中学校）の任命につきまして、平成30年4月26日付で別紙のとおり臨時に代理したので、報告し、承認を求めるものでございます。

理由は、大野城市学校運営協議会委員の任命につきまして、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、大野城市教育委員会の事務委任及び臨時代理に関する規則第5条の規定により臨時に代理したので、第6条第5号の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。本年度、大野中学校の学校運営協議会委員の皆様は、こちらのようにしております。任命について、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○吉富教育長

ただいまの説明について質問はございませんか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

これより採決に入らせていただきます。

採決することに異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第22号議案は承認すべきものと決めます。

[教育長報告]

○吉富教育長

それでは、4番の教育長報告に入らせていただきます。引き続き資料を御覧ください。

まず最初に見ていただきますのは、配付資料となっております、福岡県スポーツ健康課から配付されましたものでございます。学力についての県の状態とともに、体力についても報告をしているところでございますが、昨年度の体力測定におきまして、初めて福岡県は全国平均値を上回ることができましたというご報告でございます。しかも平成20年度から測定を始めて以来、最高値を記録したということでございます。そういう報告がございました。データにつきましては、それぞれに御覧ください。

ただ、8ページ、次のページをめくってください。同じような説明が続く中で、中ほど、グラフの下にあります四角囲みのところがあります。そこに二つ白い丸がございいますが、同じ持久力を持つ子どもでも、持久走よりも20メートルシャトルランのほうが得点が高い。ですから、管内の学校はシャトルランをしてくださいと、何かもとの本当の趣旨から外れるような、得点のためだけのよう調査方法はいかがかなということで、管内教育長会でも意見が出ていたところでございます。ただ、このような傾向を捉えて実施している自治体もあることでございますので、この点についても校長会に説明しているところでございます。



次に参ります。教職員の働き方改革という話題も耳にされていると思いますが、その一要因ともなっております運動部活動についての総合的なガイドラインを作成しましょうということでございます。

今見ていただいております右のページ、1枚めくっていただきますと、スポーツ庁が出しています「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」というのがあります。県はこのガイドラインにのっとり、運動部活動のあり方に関する方針を策定します。市町村教育委員会は県のガイドラインにのっとり、それぞれにガイドラインをつくってください、設置する学校に係る運動部活動の方針を策定しましょう、ということです。そこで、校長はそういう市町村ごとのガイドラインにのっとり活動方針を策定しましょうということになっています。そのような動きがこれからありますので、ご紹介しておきたいと思っています。

ただ、現場の実際の運動部活動に取り組んである学校長あるいは直接の部活動の顧問等に聞きますと、例えば部外者を入れて指導するというようなことが必ずしも、中学校における部活動の本当の趣旨から見ていかなものだろうかという考えを示される方も多うございます。競技力の向上のためだけにやっているわけではなくて、やはり運動部と通常の学習指導をつないだところで、運動部活動の大切さ、教育的な意義があるということを考えれば、部活動のときだけ部外者の方を連れてきてするというのも、少し考えなければならないのではないかという意見も、管内教育長会のほうでは出ています。

そこで、12ページ、13ページのところにあります左側のほうでございますが、平成30年度の事業概要を御覧ください。

県のほうは、福岡県市町村立中学校等における部活動指導員配置に係る考え方とところで、7月から各中学校に1名、回数は35回等を上限としながら、部活動指導員を配置すると、派遣すると。財源は国・県・市町村がそれぞれ3分の1を持ちましょうということで進めていくことになっていますが、それぞれの学校がどんな部活動に悩んでいるのか、その部活動と配置される指導員が合致するのかどうかといったこともわかりませんし、年35回では学校の思う効果が出せるような指導ができるのか、こういう中途半端なことはやめていただきたい、という意見も前回の管内教育長会においては出ておりました。

まだいろいろな改善が行われると思いますけれども、一応、県はこのようなものを立ててきます。利用しない手はありませんので、手を挙げる学校につきましては、積

極的に利用するような機会はきちんと説明して、整えていかなければならないと考えています。

次に進ませていただきます。23ページをおあげください。平成30年度福岡教育事務所重点課題でございます。全ての資料を詳しく申し述べることはできませんので、ぼんと飛ぶところがございます。

資料32ページを御覧ください。学校における差別落書き等に関する指導及び教職員への周知という文書があります。右には、学校における差別落書き等に関する指導及び教職員への周知ということで、同じタイトルの県の文書がついています。

その本文のほうを御覧ください。上から4行目です。「ここ数年、福岡県内の複数の地域や学校において差別落書き等の差別事象が続発しております。こうした事象は、ターゲットとされた特定の個人の尊厳を傷つけるだけでなく、広く児童・生徒に不安感や恐怖感を与え、児童・生徒の自尊感情を著しく低下させ、その自己実現を阻むことにもつながる断じて許されないものです。誤った認識から差別意識を生じさせることにもなりかねません」と、非常に危機感を抱いているところでございます。

2月20日も、大変重篤な、悪質な落書きが筑紫野市で発生いたしました。そこで、先ほど福岡教育事務所の重点のところの26ページ、「人権教育の重点課題」という資料でございます。下のほうに「学校支援」とありますが、特に最近の若年教職員の中に、部落差別の現状を前提とした研修を受けていない者、あるいは意識が希薄な者等が見られるという指摘が、ここ最近されています。そこで、教職員の人権に関する知的理解と人権感覚向上を目的としたブロック研修、校内研修への指導支援を強めていきますというふうな重点が出ているところでございます。

7月につきましては、解放同盟筑紫地区協議会からの申し出により、4市1町の教育長と解放同盟筑紫地区協議会とで話し合いを持つことになっています。それぞれの市町でのこういう実態をまず指摘されるということと、それぞれの市町が学校教育における人権教育についてどのような方針で臨んでいるかについて討議することになっています。そういった重点項目が出てきております。

また、あわせて37ページを御覧ください。先日、校長会を開催したばかりでございますが、37ページの資料には、差別落書き事象が発覚した、あるいは発見した後の適切な教育行政的手続が滞っていて、なかなかうまく把握することができない状態も考えられます。そこで、差別落書き対応要領としてまとめたものを各学校に配付し、これにのっとり処理するように指導したところでございます。

黒ゴシックの「対応」のところを御覧ください。学校施設内で、それから下の白丸の学校施設外でと二つ分けまして、それぞれに応じて学校教職員がとるべきその後の指導のあり方等について、報告、連絡のあり方について指導しているところでございます。

次に報告させていただきます。資料27ページを御覧ください。27ページ、28ページからずっと、これは教科書採択にかかわるものでございます。

先日、第1回地区別採択協議会を開催し、前回の教科書採択の採択行為は春日市教育委員会を事務局として開催されたことにより、今回は大野城市が事務局となるために、規約の改正等が必要になります。また、事務局から会長を出すようになっていまして、あわせて会長等の選任を行いまして、今後の日程をそれぞれの教育委員会、教育長に展望を持っていただくための説明を行い、第1回地区別採択協議会を行ったところでございます。その場において決まったことについては、こういうことでございます。

新しい特別な教科としての道徳が始まりますので、道徳について採択するというのと、それから、新しい教科でございますから初めての採択になります。道徳を除くほかの教科書についても、採択の年度には当たっているところでございますが、今度、新しい特別の教科の道徳を除いたほかの教科書につきましては、採択をしましても使用期間が1年と短く、あわせて文科省のほうに新しい教科書の検定が申請なされていないことから、今回の採択にかかる調査・研究につきましては道徳のみを行うこととすとなりましたので、ご報告をさせていただきたいと思っております。

基本的に教科書は4年間使用することというきまりがございますので、教科書の検定等についても申請がなかったことから、このように進めることになっております。これは大野城市を含む筑紫地区第1区採択地区だけではなくて、県全体の申し合わせとして進めていくことにもなっておりますので、ご報告をさせていただきたいと思っております。

それから28ページにつきましては、県のほうの教科用図書調査研究協議会の委員として、本市からは角委員さんに委員として出ていただいておりますので、ご存じおきいただければと思っております。

以上となります。報告は終わらせていただきます。何か、報告させていただいたことをご確認がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

はい、どうぞ、高木委員。

○高木委員

私もこれは大変なことやなど、このレジュメをいただいたとき読んだんですけど、筑紫野市のほうで重篤な差別落書きがあったと。まあ、公に言えなくても、今の若い先生方は、やっぱり何がいいのか、特に同和問題に関しては学習されていることがないんじゃないかなと思うんですね。

私が三十数年前、初めて講師で赴任した学校も、ちょうど同和の強調月間のときで、いきなり学年に応じた指導案を書きなさいと言われてたんですね。私はその言葉すら知らずに、もう自分の勉強不足だったんですけど、高校まで、大学までも全然知らなかったんですよ。その学校に行って初めて知ったんですね。

だから、いろいろな教員が採用されていると思うんですけども、ぜひともその辺の研修の充実をしておかないと、「何これ」ぐらいという時代で、我々も今、学習会でいますけれども、学んだところも多かったわけですね。

もう一つが、やっぱり言われんとですよ、どういう言葉と。公になったらいかんのですかね。

○吉富教育長

実際には、その場でどんな落書きが書かれていたのかは全く説明されません。だから、把握はしていません。ひどかったんだろうなということぐらいしかですね。すみません。

○高木委員

だからそこがですね。我々は大体、想像でしか物を言えませんが、新規で採用された先生なんかは、何が差別用語なのかということが、ちょっとその辺が経験不足な面があるんじゃないかなと思うんですね。先ほど重篤な、悪質なと言われましたけど、だからこそ言えなかった部分があったかと思うんですが、何かその辺が教育現場指導者において、実りあるようになるような手だてをぜひお願いしたいなと思っております。

○吉富教育長

はい、ありがとうございます。ぜひ高木委員のお考えを学校のほうにしっかりと

おろしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○角委員

関連で。

○吉富教育長

どうぞ、お願いします。

○角委員

市もそうだと思うんですけれども、市も県も、行政のほうはずっとやっているんですよね、職員の同和研修というのは。先生たちの同和研修というのはどうなっているんですか。

○吉富教育長

同和研修自体が研修内容の一部としてきちんと年間計画に入れておられます。あります。

○角委員

あるんでしょう。

○吉富教育長

同和研修を組まない学校はありません。それともう一つ、筑紫地区全体でローテーションを組んで、ブロック研修というのを中学校校区、中小でブロックとして進めていく研修もありますので、それで発表会もいたしますので、ずっとやっています。ですから、研修をしていないということではないんですけれども、どちらかというと若年教職員の意識が希薄であるという指摘だけは受けますね。「えっ、そんな研修受けたことありません」という声も聞かれるところではあります。筑紫地区においてはまず考えられないです、そういう声が出ること自体がですね。

それから、被差別部落の子どもたちの勉強の機会をしっかりととるために、隣保館に行って中学校の先生たちがずっと指導するというのも、今も着実に行われておりますしですね。

○角委員

ですよね。そのはずですけどね。

○吉富教育長

はい。ただ、このごろは「人権教育」という言葉でくくって、「部落差別」という言葉に特化しないような、女性も人種も全て「人権」ということの中にしてしまっていますので、ご意見を賜るときには「部抜き、差抜きの人権教育はあり得ません」というご意見をお持ちの方もおられます。それについても留意して進めていっています。そういう部落の存在を全く表に出さないような研修をするということにならないようにも、筑紫地区は研修は進めているところでございます。いいですか。

○角委員

はい。

○吉富教育長

ほかに何かご確認はありますか。はい、どうぞ。

○角委員

先ほどの29、30、31ページの規約の云々というのは、この間、私が出席して、これの議案がありましたので、25日がこの空欄の施行日なんですね。この規約は、平成30年4月25日ということになっているはずです。

○吉富教育長

はい、わかりました。31ページの、改正になった規約が平成30年4月25日から施行するということになっていますので、ご記入をお願いいたします。よろしいでしょうかね。

それでは、進めさせていただきます。

〔報 告〕

○吉富教育長

報告。事務局、何かございますか。ないですね。  
それでは、6番、その他に移らせていただきます。

[その他]

- ①教育長の業務報告（3月～4月分）
- ②教育委員会の主な行事・業務の予定（平成30年5月分）
- ③小学校運動会・中学校体育祭訪問計画案について

○吉富教育長

全部、用意しておりましたのは終わりました。  
指定文化財についての資料があります。何かご説明を加えますか。  
はい、どうぞ、石木課長。資料はお手元にありますか。はい、どうぞ。

○石木ふるさと文化財課長

お手元に、大野城市内におけます国・県・市の指定文化財の一覧表をお届けいたしております。水城跡、大野城跡につきましては国の特別史跡、また牛頸須恵器窯跡につきましては国の指定史跡、また竹田家所蔵文書、木造聖観音立像、筒井の井戸、牛頸須恵器窯跡出土ヘラ書き須恵器、また博多独楽というものが県指定文化財になっております。

以下、貨布、人面墨書土器等、市指定の文化財がございまして、現在、大野城市の指定文化財としましては22件になっているというところでございます。

ご説明は以上です。

○吉富教育長

はい、よろしいですか。

[「なし」の声あり]

○吉富教育長

ありがとうございました。いっぱいありますね。

それでは、予定の案件は終わりましたので、これをもちまして平成30年第4回4月定例会大野城市教育委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午前10時50分 閉会